

○運転免許技能試験官の指定等に関する規程の運用について

平成28年6月23日

道本運試第904号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛てこの度、運転免許技能試験官の指定等に関する規程（昭和51年道公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）の一部が改正されたことに伴い、その解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、平成28年7月19日からは次によることとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、「運転免許技能試験官の指定等に関する規程の運用について」（平14. 3. 18道本運試（技）第11号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 規程改正の要旨

- 1 運転免許の技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定に係る「証票」を廃止し、新たに「指定書」の様式を定めた。
- 2 その他用語の修正等を行った。

第2 規程の解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針
1 指定基準（第2条関係）	<p>この条の規定による指定に関する事務は、次により行うものとする。</p> <p>ア 上申 警察本部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）は、技能試験官を指定しようとするときは、指定の要件を備える者の中から技能試験官に最もふさわしいと認められる者を選考して、技能試験官指定簿（別記様式）により交通部長にその旨を上申するものとする。</p> <p>イ 承認 交通部長は、アの事項による上申のあった者について審査の上、その者が技能試験官として適格であると認めたときは、これを承認するものとする。</p>
2 指定（第3条関係）	<p>運転免許試験課長は、1のイの事項による交通部長の承認があったときは、その承認の日付でこの条に規定する指定書を交付することにより、その者を技能試験官に指定するものとする。</p>
3 指定解除（第4条関係）	<p>この条の規定による指定の解除に関する事務は、次により行うものとする。</p> <p>ア 報告 運転免許試験課長は、技能試験官の指定を受けた者がこの条第1項各号に掲げる事由に該当すると認めたときは、その事由を技能試験官指定簿により交通部長に報告し、その者の当該指定の解除の承認を受けるものとする。</p> <p>イ 承認</p>

	<p>交通部長は、アの事項による報告に基づいて審査の上、当該指定の解除の事由があると認めるときは、これを承認するものとする。</p> <p>ウ 指定解除</p> <p>運転免許試験課長は、イの事項による交通部長の承認があったときは、技能試験官指定簿によって、その承認の日付で当該指定を解除するものとする。</p>
4 教養（第5条 関係）	<p>(1) 技能試験官として指定を受けようとする者に対する教養は、この条第1項の表に定める教養科目及び教養時間を基準として、運転免許試験課長が教養計画を策定して行うものとする。ただし、交通警察に関する業務に従事した期間が通算しておおむね7年以上ある者に対しては、別表に定めるところにより、当該教養の一部を省略することができる。</p> <p>(2) 運転免許試験課長は、職員が方面公安委員会の指定する技能試験官であった場合において、当該職員が道公安委員会の技能試験官として指定を受けようとするときは、技能試験官指定簿の写しその他方面公安委員会の指定の状況が明らかになる資料により、その状況を確認しなければならない。</p>

第3 方面本部における措置

各方面公安委員会の定めるところにより、当該方面本部において運転免許技能試験官の指定等に関する事務を行うに当たっては、第2の各事項及び別記様式に定める手続に従うものとする。この場合において、第2の1の事項中「警察本部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）」とあるのは「方面本部の交通課長（以下「交通課長」という。）」と、「交通部長」とあるのは「方面本部長」と、第2の2の事項及び同3の事項中「運転免許試験課長」とあるのは「交通課長」と、「交通部長」とあるのは「方面本部長」と、第2の4の事項中「運転免許試験課長」とあるのは「交通課長」と、「方面公安委員会」とあるのは「道公安委員会又は他の方面公安委員会」と、「道公安委員会」とあるのは「当該方面公安委員会」と、別記様式中

とあるのは

交通部長	運転免許 試験課長
------	--------------

とあるのは

方面本部長	交通課長
-------	------

とする。

別表（第2の4の(1)の事項関係）

項		
---	--	--

目	科 目	教養時間
一 般 教 養	運転免許制度の教養	1 時間以上
	試験官の心構え	1 "
	運転免許事務の概要	2 "
	運転心理	3 "
	計	7 "
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	2 "
	自動車の構造及び取扱いの方法	2 "
	自動車の安全な運転に関する知識	2 "
	試験官として必要な自動車の運転技能	24 "
	運転免許試験に関する法令等の知識	16 "
	計	46 "
実 務 教 養	技能試験の実施に関する知識	20 "
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	140 "
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 "
	試験実施基準に関する知識	130 "
	計	410 "
合 計		463 "

別記様式（第2の1の事項、第2の3の事項関係）

技能試験官指定簿

交通部長	運転免許 試験課長	発 令		階級・氏名	上申（報告）事項	指定書 番 号	備 考
		区分	年月日				
		指定					
		解除					
		指定					
		解除					
		指定					
		解除					

注 規格は、A列4番横長とする。